

2 給与関係業務

人事委員会は、職員の適正な給与水準の確保と社会一般の情勢に適応した給与制度の確立を図るため、地方公務員法の関係条項に基づき、民間、国、他の地方公共団体の給与水準や給与制度について調査、分析、研究し、その結果を基に給与報告・勧告等を行うとともに、給与条例等の改正等に対する意見の提出、給与条例等で委任された事項についての規則等の制定等を行っている。

(1) 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告

地方公務員法第8条第1項第2号の規定に基づき、職員及び県内民間従業員の給与等の実態を調査して、その結果を分析比較するとともに、労働経済情勢に関する各種情報を収集し、また、標準生計費を算出する等、職員の給与制度の運用及び改善に必要な調査研究を行っている。そして、地方公務員法第8条、第14条及び第26条に基づき、これらの結果と国の給与改定の動向等を県議会及び知事に対して報告し、併せて給与の改定措置に関する勧告を行っている。

平成29年度においては、10月17日に報告及び勧告を実施した。その要旨は、次のとおりである。

<職員の給与等に関する報告及び勧告の要旨>

① 職員の給与

職員の給与等の実態を把握するため、「平成29年職員給与等実態調査」（4月1日現在）を実施
(調査対象：46,811人)

② 民間の給与

職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、「平成29年職種別民間給与実態調査」を実施し、4月分の県内民間従業員の給与等の実態を把握

(調査対象：企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50以上の県内の事業所3,184事業所のうち700事業所)

注：700事業所のうち調査完了事業所は582事業所（調査実人員は42,587人）

③ 職員の給与と民間の給与との比較（公民較差）

(A) 職員の給与（行政職員）	402,611円
(B) 民間従業員の給与（事務・技術関係職種）	403,116円
較差(B) - (A)	505円
	(0.13%)

注：民間従業員の給与は、「きまって支給する給与」から時間外手当及び通勤手当を除いたものであり、職員の給与もこれに相当するもの。

④ 本委員会の見解

ア 本年の給与改定

(i) 月例給

a 行政職給料表(1)・学校行政職給料表

初任給を1,000円引き上げ、20歳台を中心とした若年層職員が多く在職する級号給も同程度の改定

40歳台以上の職員が多く在職する級号給は400円引上げ

その他の級号給はこれらの改定額の間で引上げ

b その他の給料表

行政職給料表(1)との均衡を基本に改定

(ii) 期末手当・勤勉手当（ボーナス）

支給月数を0.10月分引き上げて勤勉手当に配分

勤勉手当の支給月数は6月期及び12月期が均等になることが基本であるが、今年度は任命権者が配分を検討し決定

(ウ) 実施時期

平成29年4月1日に遡及して実施（ただし、期末手当・勤勉手当については、今年度にあつては(イ)により任命権者が定める配分に応じた日、平成30年度以降にあつては平成30年4月1日から実施）

イ 給与制度の総合的見直し

平成27年4月から実施している見直しの一環として、平成30年4月1日から、地域手当の支給割合を0.1%引き上げて11.9%に改定。平成31年4月1日までに完成時の支給割合として12%に引き上げることが適当。

ウ 公務運営

(7) 人材の確保・育成

a 多彩な人材の確保と採用制度 b 人材育成とキャリア形成 c 女性職員の活躍推進

(8) 働き方改革と勤務環境の整備

a 働き方改革による長時間労働是正等の取組み

b 仕事と家庭の両立支援と職員が能力をより発揮できる勤務環境の整備

c 健康管理対策の推進 d 職場におけるハラスメントの防止 e 非常勤職員の勤務条件

(9) 高齢層職員をめぐる状況

⑤ 勧告（全文）

本委員会は、職員の給与について、報告において述べた事柄に十分留意して、次の措置をとられるよう勧告します。

1 本年の給与改定について

平成29年4月の職員の給与と民間従業員の給与の較差を解消するため、次の措置をとること。

(1) 給料表

ア 職員の給与に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）（以下「給与条例」という。）に規定する給料表を別記第1（略）のとおり改定すること。

イ 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）に規定する給料表を別記第2（略）のとおり改定すること。

ウ 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）に規定する給料表を別記第3（略）のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 平成29年度の支給月数

(7) 給与条例の適用を受ける職員（特定幹部職員を除く。）については、年間に支給される勤勉手当の支給月数を1.8月（再任用職員にあつては、0.85月）とすること。

(8) 給与条例の適用を受ける職員のうち特定幹部職員については、年間に支給される勤勉手当の支給月数を2.2月（再任用職員にあつては、1.05月）とすること。

(9) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員については、年間に支給される期末手当の支給月数を3.3月とすること。

(10) (7)から(9)までの支給月数の改定にあつては、年間で引き上げる支給月数の6月期及び12月期への配分は、任命権者の定めるところによること。

イ 平成30年6月期以降の支給月数

(7) 給与条例の適用を受ける職員（特定幹部職員を除く。）については、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.9月（再任用職員にあつては、それぞれ0.425月）とすること。

(8) 給与条例の適用を受ける職員のうち特定幹部職員については、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.1月（再任用職員にあつては、それぞれ0.525月）とすること。

(9) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員については、6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.65月とすること。

2 給与制度の総合的見直しについて

地域手当の支給割合を100分の11.9とすること。

3 改定の実施時期

上記1(1)の措置は平成29年4月1日から、1(2)アの措置は同(4)により任命権者が定める配分に応じた日から、

1(2)イ及び2の措置は平成30年4月1日から実施すること。

(2) 給与改定の概要

平成29年10月17日に行った職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告の趣旨等に沿って、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等が、平成30年第1回県議会定例会に平成30年2月9日提案、同月23日可決及び同月28日公布（退職手当条例）並びに同年3月20日可決及び同月27日公布（その他の条例）された。

(概要)

① 平成29年度給与改定

ア 給料表の改定（平成29年4月1日適用）

本委員会の勧告どおり、給料表を引上げ改定

イ 勤勉手当の改正

平成29年12月期に支給する勤勉手当の支給月数（平成29年12月1日適用）

【一般の職員】 一般職員 0.95月（従前 0.85月） 特定幹部職員 1.15月（従前 1.05月）

【大学学長等】 0.975月（従前 0.925月）

【再任用職員】 一般職員 0.45月（従前 0.40月） 特定幹部職員 0.55月（従前 0.50月）

② 平成30年度給与改定（平成30年4月1日施行）

ア 勤勉手当の改正

平成30年度以降に支給する勤勉手当の支給月数

【一般の職員】 一般職員 0.90月（従前 0.95月） 特定幹部職員 1.10月（従前 1.15月）

【大学学長等】 0.95月（従前 0.975月）

【再任用職員】 一般職員 0.425月（従前 0.45月） 特定幹部職員 0.525月（従前 0.55月）

イ 地域手当の支給割合の改正

平成30年度の地域手当の支給割合 11.9%（従前 11.8%）

③ その他の給与制度の改定

ア 55歳を超える職員の昇給抑制措置の見直し（平成31年1月1日施行）

55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する昇給の基準を1号給に引下げ

イ 教育職員の管理職手当等の上限額の引上げ（平成30年4月1日施行）

教育職員の管理職手当及び管理職員特別勤務手当の上限額を引上げ

ウ 退職手当の調整率の引下げ（平成30年3月1日施行）

退職給付の官民均衡を図るために退職手当の調整率を引き下げた国に準じ、基本額に係る調整率を「100分の87」から「100分の83.7」に引下げ

エ 特殊勤務手当の改定（平成30年3月27日施行）

特定大規模災害等に対処するため、規定を整備

オ 期末・勤勉手当の支給対象の見直し（平成30年4月1日施行）

基準日（6月1日及び12月1日）に採用された職員を支給対象から除外

カ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立に伴う改正（平成30年4月1日施行）

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴い、規定を整備

(3) 条例案に対する意見の提出

平成29年度において、職員の給与に関する条例等の改正に当たり、県議会又は知事からの求めに応じて、地方公務員法第8条第1項第3号の規定により、次のとおり意見を申し出た。

＜ 条例案に対する意見の提出状況 ＞

意見提出 年月日	条 例 案	意 見 の 内 容
29. 6. 21	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（定県第54号議案）	この条例案は、雇用保険法の一部改正により、給付日数の延長事由及び移転費の支給対象が拡充されたことに伴い所要の改正を行うものであり、異議ありません。
29. 12. 6	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の設立等に伴う関係条例の整理等に関する条例のうち、次の条例の一部改正に関する部分（定県第91号議案） ・ 職員の給与に関する条例 ・ 職員の特殊勤務手当に関する条例 ・ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・ 学校職員の給与等に関する条例 ・ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・ 職員の育児休業等に関する条例	この条例案は、神奈川県立保健福祉大学が公立大学法人に移行することに伴い、職員の給与に関する条例等について所要の改正を行おうとするものであり、異議ありません。
30. 2. 14	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（定県第145号議案）	この条例案は、国家公務員退職手当法等の一部改正に伴い、これに準ずる措置を講ずるため、所要の改正を行うものであり、異議ありません。
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（定県第147号議案）	この条例案は、本委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告等を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものであり、異議ありません。
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（定県第148号議案）	この条例案は、国家公務員の例に準じ、特定大規模災害等に対処するための業務に従事した場合における特殊勤務手当について所要の改正を行うものであり、異議ありません。
	学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（定県第149号議案）	この条例案は、本委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告を勘案し、給料表等について所要の改正を行うとともに、国家公務員の例に準じ、特定大規模災害等に対処するための業務に従事した場合における特殊勤務手当について所要の改正を行うものであり、異議ありません。
	任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（定県第150号議案）	この条例案は、本委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告を勘案し、給料表等について所要の改正を行うものであり、異議ありません。
30. 3. 28	災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、旅館業法の一部改正に伴い、同法を引用する条例の規定を整理するものであり、異議ありません。

(4) 人事委員会規則及び運用通知の制定改廃

地方公務員法第8条第5項に基づき、平成29年度中に公布された給与関係の規則は34件で、その内訳は、一部改正33件、廃止1件である。

給与関連の条例、規則の施行に当たり、その適切な運用を図り、細目的な解釈及び取扱いを規定するために条例、規則の運用について通知したものは10件である。

これらの規則及び運用通知の概要は、次のとおりである。

< 規 則 関 係 >

公布年月日	番号	適用年月日	規則の制定又は改廃の概要
29. 7. 14	30	29. 4. 1	<p>失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則</p> <p>雇用保険法の改正に伴う職員の退職手当に関する条例の改正により、失業者の退職手当の給付日数を延長して支給できる事由として「個別延長給付」が加わったことに伴い、その支給要件のうち人事委員会規則に委任されている「雇用保険法第24条の2第1項各号に相当する者」を定める第18条の2を追加した。</p>
29. 12. 28	33	29. 12. 28	<p>職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>退職手当の調整額から除算する休職月等の計算における育児休業期間の算定について、国等の計算方法との均衡を図るため、除算の割合ごとに計算をするよう第4条の2を改正した。</p>
29. 12. 28	34	30. 4. 1	<p>職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則</p>
29. 12. 28	35	30. 4. 1	<p>職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p>
29. 12. 28	36	30. 4. 1	<p>職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則</p>
29. 12. 28	37	30. 4. 1	<p>職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則</p>
29. 12. 28	38	30. 4. 1	<p>職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p>
29. 12. 28	39	30. 4. 1	<p>職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則</p>
29. 12. 28	41	30. 4. 1	<p>職員の管理職特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p>
29. 12. 28	43	30. 4. 1	<p>県立大学の学長等の給与の特例に関する規則を廃止する規則</p> <p>神奈川県立保健福祉大学が、平成30年4月に公立大学法人へ移行することに伴い、同大学の職員は給与条例等の対象外となるため、各規則の関係規定を改正し、又は廃止した。</p>
29. 12. 28	40	30. 1. 1	<p>失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則</p> <p>職員の退職手当に関する条例の改正により、移転費に相当する退職手当の支給対象が拡充されたことに伴い、同手当の支給手続を規定した第19条を改正した。</p>
30. 3. 27	2	30. 3. 27	<p>職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p>
30. 3. 30	23	30. 4. 1	<p>職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>平成29年12月に公布した「職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」では、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日（以下「成立日」という。）に、期末・勤勉手当規則に係る大学学長等の勤勉手当の規定を削除する旨を規定したが、成立日が平成30年4月2日以降となった場合にも、平成30年度以降の勤勉手当の成績率に係る改正規定の施行に支障がないように規定を整備した。</p>

30. 3. 27	3	30. 3. 27	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
30. 3. 27	4	30. 3. 27	<p>学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>東日本大震災級の特定大規模災害等（※）に対処するため災害応急作業等の業務に従事した場合における特殊勤務手当が条例に規定されたことに伴い、当該手当に係る対象業務、手当額等を定めた。</p> <p>※ 特定大規模災害等</p> <ul style="list-style-type: none"> 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）が設置されたもの 原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づき原子力緊急事態宣言（内閣総理大臣が公示）があったもの
30. 3. 27	5	29. 12. 1	職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
30. 3. 27	6	29. 12. 1	<p>学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>給与改定により、給与条例に定める勤勉手当の平均支給月数が引き上げられたことに伴い、平成29年12月期の勤勉手当の成績率の上限を引き上げた。</p>
30. 3. 27	7	29. 4. 1	職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
30. 3. 27	8	29. 4. 1	<p>学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>ア 給料表の改定に伴い、昇格後及び降格後の号給の一部を変更する必要があったため、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改正した。</p> <p>イ 本年度の昇格者のうち、アの改正により昇格後の号給が改正前の号給に達しない職員について、改正による不均衡の発生を防止するため、附則に経過措置を規定した。</p> <p>(7) 平成29年4月1日から施行日の前日までの間に昇格した職員のうち、改正後の昇格時号給対応表による号給が、改正前の昇格時号給対応表による号給に達しない職員の昇格時の号給については、改正前の昇格時号給対応表による号給とした（附則第2項）。</p> <p>(1) 施行日から平成30年3月31日までの間に昇格した職員のうち、(7)との均衡上必要があると認められる職員の昇格時の号給については、改正前の昇格時号給対応表による号給とすることができることとした（附則第3項）。</p>
30. 3. 27	9	30. 4. 1	学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
30. 3. 27	10	30. 4. 1	<p>学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>学校の管理職の職務・職責の変化を勘案し、校長及び副校長・教頭の管理職手当の区分及び額並びに管理職員特別勤務手当の額を改正した。</p>
30. 3. 27	11	29. 4. 1	<p>教育職員の給料月額に加算に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>給料表の改定に伴い、教育職給料表4級（副校長・教頭）に昇格した者に対して支給される教職加算額を引き上げた。</p>
30. 3. 27	12	29. 4. 1	職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則
30. 3. 27	13	29. 4. 1	<p>学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>平成27年4月から実施している給与制度の総合的見直しに伴う経過措置（現給保障）について、給料表を平成29年4月1日に遡及して改定することに伴い、平成29年4月1日から施行日の前日までの間に降格又は降号をした職員に係る現給保障額について、遡及改定前の給料表に基づき算定するよう特例を規定した（附則第4項）。</p>
30. 3. 30	17	30. 4. 1	<p>職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>地方独立行政法人法の一部改正に伴い、同法の規定を引用する規則の規定を整理した。</p>

30. 3. 30	25		職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
30. 3. 30	26		学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則
		30. 4. 1	ア 担当局長が掌理する特定の事務の明確化や警察組織の機能強化及び業務の合理化に向けた見直しにより、職の設置等に関する規則が改正され、職の見直しが行われること等に伴い、級別職務分類表を改正した。(職員のみ)
		30. 4. 1	イ 国の昇格制度に準じた見直しを行うため、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改正した。 (7) 最高号給を含む高位の号給から昇格する場合の給料月額増加額を、国に準じて縮減するため、昇格後の号給の一部を変更した(別表第7の全表)。 (4) 行政職給料表(1)、研究職給料表及び学校行政職給料表の適用を受ける職員が1級から2級に昇格する場合の昇格加算額の廃止に伴う経過措置(平成30年度の昇格加算額:7,000円)に沿って、昇格後の号給の一部を変更した(別表第7の7の表)。(職員のみ) ・平成30年度は、行政職給料表(1)及び学校行政職給料表の昇格加算額を変更しても昇格後の号給に影響がなかったため、影響のあった研究職給料表のみ改正した。
		31. 1. 1	ウ 給与条例の改正により、55歳(行政職給料表(2)、大学教育職給料表及び医療職給料表(1)は57歳)に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員については、勤務成績に応じて決定される昇給区分がC(良好=標準)の場合の昇給号給数を「2号給」から「1号給」に引き下げたことに伴い、全ての昇給区分について、昇給号給数を現行から1号給引き下げた(別表第7の3)。
		30. 4. 1	エ 法改正に伴う条項ずれ等、所要の改正を行った。(職員のみ)
30. 3. 30	28	30. 4. 1	教育職員の給料月額の加算に関する規則の一部を改正する規則 国に準じた昇格制度の見直しに伴い、教育職給料表4級(副校長・教頭)に昇格した者に対して支給される教職加算額を改定した。

< 運用通知関係 >

通知年月日	番号	適用年月日	運用通知の制定又は改廃の概要
29. 12. 28	149	30. 4. 1	<p>職員の管理職員特別勤務手当の運用についての一部改正</p> <p>職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正により項ずれが生じるため、同規則の引用規定を整理した。</p>
29. 12. 28	150	30. 1. 1	<p>失業者の退職手当の支給等に関する規則の運用についての一部改正</p> <p>職員の退職手当に関する条例の改正により、移転費に相当する退職手当の支給対象が拡充されたことに伴い、当該手当に係る第 14 号様式について改正を行うとともに、国家公務員の様式に準じて定めている本県の様式について、国の改正に併せた文言の整理等を行った。</p>
30. 3. 27	194	30. 4. 1	<p>職員の扶養手当の支給に関する規則の運用についての一部改正</p>
30. 3. 27	195	30. 4. 1	<p>学校職員の扶養手当の支給に関する規則の運用についての一部改正</p> <p>平成 28 年の扶養手当の改定に伴う経過措置により、平成 30 年 4 月から扶養手当の支給額が変更されたことに伴い、当該手当に係る届出様式を改める等所要の改正を行った。</p>
30. 3. 27	196	30. 4. 1	<p>学校職員の管理職員特別勤務手当の運用についての一部改正</p> <p>学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正により項ずれが生じるため、同規則の引用規定を整理した。</p>
30. 3. 30	197	30. 4. 1	<p>職員の期末手当及び勤勉手当の支給についての一部改正</p>
30. 3. 30	198	30. 4. 1	<p>学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給についての一部改正</p> <p>ア 職員（学校職員）の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正により、期末・勤勉手当の基準日である 6 月 1 日及び 12 月 1 日に採用された職員を、期末・勤勉手当の支給対象から除外することに伴い、所要の改正を行った。</p> <p>イ 職員（学校職員）の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正による条ずれ対応のほか、所要の改正を行った。</p>
30. 3. 27	199	30. 4. 1	<p>職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正</p> <p>ア 有害毒薬物等取扱手当関係の支給対象所属の削除（指定管理者制度導入に伴いフラワーセンター大船植物園を削除）のほか、所要の改正を行った。（税務手当関係、支給方法等関係）</p>
		30. 3. 27	<p>イ 職員の特殊勤務手当に関する規則の改正による条ずれ対応のほか、所要の改正を行った。（水中等作業手当関係、夜間緊急業務手当関係、災害応急作業等手当関係）</p>
30. 3. 27	200	30. 3. 27	<p>学校職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正</p> <p>学校給与条例の一部改正により条ずれが生じるため、同条例の引用規定を整理した。</p>

30. 3. 27	201	30. 3. 27	<p>東日本大震災に対処するための職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正</p> <p>職員の特殊勤務手当に関する規則における東日本大震災に対処するための手当の特例が改正されることに伴い、規定を整備した。</p> <p>ア 原子力緊急事態宣言があった場合の災害応急作業等手当に係る規定が規則に新設されることに伴い、東日本大震災に対処する場合の手当額等に関する規定を整備した。(災害応急作業等手当関係・災害応急作業等手当の特例関係)</p> <p>イ 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正による項すれ対応のほか、所要の改正を行った。(警察業務手当の特例関係)</p>
-----------	-----	-----------	--

(5) 基準承認及び個別承認

人事委員会規則に基づき、人事委員会の承認、指定又は別に定めることとされている事項の運用については、一括した基準として承認する方法と個々に承認等をする方法とによって行っている。

平成29年度における基準承認及び個別承認の件数は、次のとおりである。

① 基準承認（一部改正、指定等を含む。）

- ア 初任給規則等関係 4件
- イ 手当関係 6件

② 個別承認

ア 給与承認

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則又は学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則に基づく承認)

	知 事		警 察		教 委		そ の 他		合 計	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
初任給10～18条関係	20	39	10	46	4	127	0	0	34	212
昇格等19～23条関係	1	126	3	219	2	13	2	3	8	361
表異動24～27条関係	4	43	1	1	0	0	0	0	5	44
その他37～46条関係	2	10	0	0	1	1	0	0	3	11
合 計	27	218	14	266	7	141	2	3	50	628

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則又は学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則に基づく承認)

2件 6人

イ 在勤基本手当等の号の承認

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則第5条第4項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する規則第5条第4項)

1件 2人